

はかやうなる者は食物無之候は、早速又いかやうなる悪事を可仕もしれざるものなれば、當分飢申さず候様にとの御事也、扱御座敷へ御著座なされ候せつ、相詰候者共、重々御慈悲の至り言語に絶し、有がたき義に奉存候よし申上候へば、西山公仰せられ候は、鶴をころし候もの、義は、天下にも我家にも大法の刑あり、殊に西山にて秘藏して飼候鶴を敢なく殺候段、重々の大罪甚だにくき奴、刻てもあきたらず候へ共、是は我が身ばかりにかゝりし事にて、我が腹立をさへ忍び候へば、助け候ても法度の妨げにも成申まじく、人獨殺候事は大切なること也、況や禽獸のゆへに人を殺す事をやと存る念、忽ち心中にうかみ候やいなや、頻りに不便になり助候と仰られ候、是等の趣は、不知甚深のおぼしめし有ての御事にや、

〔政談^四〕水戸ノ義公ノ時水戸ニ鶴トリ有テ、御耳ニ立タレバ、重キ御法ヲ破リタル者ナレバ、御自身御成敗可被成トノ上意有シヲ、夫ヨリ折々申上レドモ、何カト隙入ニテ延引ス、後ニ頻ニ伺タレバ、サラバ切ン御庭ニ引廻セト有テ、御自身刀ヲ取テ二三度切ントシ玉ヒシガ、刀ヲ捨テ内へ入セ玉フヲ、其後又伺へバ、兎角御自身切セラル可トノコトニテ、延々シタル内ニ、彼者何方ヘヤ遁レテ、コト止スト承ヌ、英雄寛仁ノ君ノ所爲、各別ノ御事哉ト奉感、

〔常憲院殿御實紀^{十二}〕貞享二年十二月廿三日、牧野備後守成貞もて、大目付、目付、町奉行に仰下されしは、このころ官鷹もて鶴とりたる鷹匠同心の事糺されしに、僉議心とゞかざるさまなれば、咎らるべけれど、先こたびはゆるされ、後來いましむべしとなり、日記

〔江戸舊事考^四〕捕鶴者の刑

小宮山綏介

徳川氏るとき、庶人鶴を捉ることを禁じ、犯すものは極刑に處せしといふこと、世人の普く知る所なれども、其禁條は記録に曾て概見せず、偶、嚴有公の生母七澤氏の父のことあるを以て、僅に其事あるを徴するのみなり、されど物氏の政談に、鶴取ヲ張付ニ掛ルト云ハ、大形ハ太閤